

福生第三小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット上で行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、すべての児童は、いじめを行ってはならない。

3 いじめの基本的な考え方

- ・いじめを生まない、許さない学校づくりをする。
- ・児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を促す。
- ・いじめ問題に適切に対応できるようにするため、教員の指導力を高める。
- ・いじめ問題に対して、学校全体による組織的な取組によって解決を図る。
- ・保護者、地域、関係諸機関と連携して対応する。

4 学校いじめ対策委員会

（１）構成員

校長 副校長 教務主任 生活指導主任 保健主任 学年主任 スクールカウンセラー

（２）具体的な内容

- ・いじめ防止基本方針の策定、修正
- ・いじめに関わる調査、情報収集
- ・いじめ防止の取組実施
- ・校内研修の企画運営
- ・いじめ発生時における対策検討、実施

5 いじめ防止等に関する取組

（１）未然防止

- ・すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして教職員間で理解し、児童全員を対象に事前の働きかけ（未然防止の取組）を行う。
- ・すべての児童が安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加、活躍できるような学校づくりを推進していく。
- ・わかる授業づくりを進める。すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫していく。
- ・児童や教員の発言など人権的な感覚を磨き、教員同士が高められる学校にしていく。
- ・校内研修等の充実を通じて、教職員のいじめの早期発見と対応に対する資質向上を図る。
- ・家庭や地域との連携を深め、児童の人間関係等の情報を共有していけるようにしていく。

（２）早期発見

- ・各学期一回行う「いじめアンケート」を有効に活用し、早期発見に努める。
- ・表情や生活の様子、人間関係など、児童の些細な変化に気付いていけるよう、日頃から児童理解を進めていく。
- ・生活指導夕会等を通じて、児童についての情報共有を積極的に行っていけるような環境づくりをしていく。

(3) 早期対応

- ・学校いじめ対策委員会を招集し、情報を共有し、今後の指導や保護者・関係諸機関との連携について協議し、組織的に対応する。
- ・いじめを受けた児童及び、いじめを知らせてきた児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめを行った児童に対して毅然とした指導を行う。また、スクールカウンセラーと協力し、いじめを受けた児童、いじめた児童双方の心のケアを行う。
- ・保護者へ状況を伝え、いじめの解消に向けて協力して取り組む。

(4) 重大事態への対処

- ・いじめられた児童の保護、ケアのため複数の教員で見守る体制をつくる。また、被害児童についての情報共有を必ず行う。
- ・被害児童の保護者についても、大きなストレスを感じる事が想定されるため、積極的にスクールカウンセラーを活用し、保護者の心のケアも行う。
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じて、被害児童の家庭状況を把握するようにするとともに、保護者と緊密に連携して、被害児童とその家庭を支援する。
- ・いじめが原因で不登校になっている場合には、保健室登校の実施や個別学習室での学習、適応指導教室への通室などの緊急避難措置を実施する。
- ・重大事態発生について教育委員会を通じて市長に報告を行う。

※重大事態とは

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

